行政さが

〔発行所〕佐賀県行政書士会
〔発行者〕会長　吉田　修
〔編集者〕広報部
TEL 0952-36-6051　FAX 0952-32-0227
HP　http://capls.or.jp
Mail　sagaslct@orange.ocn.ne.jp

題字：江口京子（副会長）

No.179　令和７年度　夏・秋　合併号　会報

目　　次

■会長挨拶
■新理事紹介
■佐賀県行政書士会 定時総会 報告
■日本行政書士会連合会 定時総会 報告
■九州地方協議会 in 佐賀 報告
■行政書士法の改正について
■旅費規程の改正について
■新入会員の紹介／会員の動向／活動記録
■行政書士倫理綱領／会費納入のお願い／事務局からのお願い／編集後記

会長挨拶

佐賀県行政書士会　会長
吉田　修

会員の皆様におかれましては、平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
また、このたびは広報誌の発行が遅れ、ご心配をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

法改正により行政書士の活動領域が拡大し、会員数の増加も期待される状況にあり、本会としても大変喜ばしく感じております。
しかしながら、その一方で、私たち行政書士の倫理や社会的貢献活動の重要性が、これまで以上に問われる時代を迎えていると感じております。

倫理研修の義務化に伴い、これまで佐賀会独自の倫理研修を取りやめ、日行連によるオンライン研修のみを実施してまいりました。
今後は新入会員研修や各種業務研修会等においても、倫理研修を積極的に取り入れていく予定です。

昨日、都内でタクシーに乗車した際、ドライバーの方が「タクシーの仕事を下に見る人も多いけれど、働き方も自由で十分に稼げる。コンプライアンス教育もしっかりしているので、夢の持てる世界ですよ」と話されていました。
自分の業界について「夢のある世界」と胸を張って語る姿に感銘を受けると同時に、果たして自分は行政書士という職業について、同じように誇りを持って語れるだろうかと自問いたしました。

身近なまちの法律家として、単に収入を得ることを目的とするのではなく、高い倫理観を持ち、社会から信頼される行政書士が数多く輩出される業界でありたい。
そのような業界を実現するために、本会としても一層力を尽くしてまいりたいと痛感しております。

そのためには、会員の皆様のご理解とご協力が不可欠です。
また、今後の運営に向けて、ぜひご意見やご要望を本会までお寄せいただけますと幸いです。
引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

新理事の紹介

会長：吉田　修
副会長（総務・経理担当）：江口京子
副会長（業務担当）：豊福　崇
副会長（広報担当）：江口周平

〔総務部〕
総務部長：黒田陽介
総務部理事：山崎裕士
総務部理事：千々岩倫太郎
総務部理事：松瀬寿和

〔経理部〕
経理部長：姉川　遼

〔業務部〕
業務部長：志佐暁美
業務部理事：大久保澄人
業務部理事：江口隆介
業務部理事：冨野弘一郎

〔広報部〕
広報部長：細見　純
広報部理事：中村涼子

佐賀会・定時総会の報告

今年も、令和７年５月３１日（土）の１０：３０より、佐賀市新栄東３丁目のガーデンテラス佐賀ホテル＆マリトピアにて、佐賀県行政書士会の定時総会が開催されました。

会員総数２６１名（令和７年４月１日現在）のうち、本人出席者数６１名、委任状出席者数２０名の、合計１８１名の出席となりました。

議事は滞りなく進行し、新会長の信任及び新理事の選出がなされました。

詳細な議事内容につきましては、議案書及び議事録をご参照ください。

以下、当日の様子を写した写真をご紹介差し上げます。

日行連・定時総会の報告

令和７年 ６ 月１９日(木)・２０日(金)に、東京都港区芝公園三丁目の東京プリンスホテルにて、日本行政書士会連合会の定時総会が開催されました。

令和 6 年度の事業報告。決算報告に加え、日本行政書士会連合会会則の改正、令和７年度の事業計画・予算、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出、役員改選等について議論・決議がなされました。

そして、今回は、吉田修・佐賀会会長が議長を務められました。

その時の写真をご紹介差し上げます。

九州地方協議会 in 佐賀 報告

令和７年７月２６日(土)・２７日(日)に、佐賀市高木瀬町東高木の四季彩ホテル 千代田館にて、令和７年度第１回日本行政書士会連合会・九州地方協議会会長会が開催されました。

これは、いわゆる「九地協（きゅうちきょう)」の会議で、九州沖縄の８県の会長及び関連オブザーバーが一堂に会し、さまざまな意見交換・情交換を行う場です。毎回、昨今の諸課題について他会がどのように対応しているかを知るための、非常に有益な会議となっております。

会場は各県の持ち回りですが、今回は佐賀にて開催されました。その時の写真をご紹介差し上げます。

行政書士法の改正について

行政書士法改正（2026 年 1 月施行）とこれからの実務

2026 年 1 月 1 日に施行される行政書士法改正では、行政書士の使命と職責の明確化、特定行政書士の業務範囲拡大、無資格者による業務制限の強化、両罰規定の整備などが行われます。

これにより、行政書士の社会的役割がより明確となり、専門職としての公共的責任と業務の幅が一段と広がります。

１．改正の概要と背景

行政手続の電子化、国民ニーズの多様化、他士業との協働拡大などを背景に、行政書士制度は新しい時代に対応した形に見直されました。

制度制定から 70 年以上を経て、行政書士の「存在意義」と「責任の範囲」を明文化した今回の改正は、単なる法改正ではなく、職業としての再定義といえます。

２．主な改正ポイント

（１）行政書士の使命（第 1 条の新設）

行政書士の使命として「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。

これは、単なる申請書作成代理にとどまらず、行政と市民の橋渡し役として公共性を担うことを法が認めたものです。

（２）職責の新設（第 1 条の 2）

行政書士は「法令に精通し、誠実に職務を行う責務」を負う旨が規定されました。
倫理と専門性の両立が求められ、継続的研鑽と説明責任が今後の標準となります。

（３）特定行政書士の業務範囲拡大

不服申立て手続における代理権の範囲が広がり、行政庁に対してより実効的な主張・立証活動が可能になります。

これにより、行政紛争分野における行政書士の活躍の場がさらに拡大します。

（４）無資格者による業務制限の明確化

行政書士でない者が有償で行政手続書類を作成・提出することを明確に禁止し、違反に対する罰則も強化されました。

これにより、業務の独占性がより確実に保護され、依頼者保護の観点からも信頼性が高まります。

（５）両罰規定の整備

法人が違反行為を行った場合に、行為者個人と法人の双方が処罰対象となる「両罰規定」が導入されました。

組織的な不正を抑止し、法人行政書士事務所のガバナンス強化が求められます。

３．改正をどう業務に活かすか

（１）「使命」を実務方針に落とし込む

改正法が掲げる使命は、業務の「目的」を再確認する機会です。

単に書類を作るのではなく、依頼者の権利実現を支援するため、

・課題解決型の提案

・関連士業との協働

・手続後フォロー（例：許可後の運用指導）

といった「伴走型業務」に転換していくことが期待されます。

（２）「職責」の自覚と説明責任の徹底

依頼者に対し、法的根拠やリスクを明確に説明することが、今後は信頼獲得の必須条件です。

倫理研修や法改正研修を単なる義務ではなく、リスク管理と信用構築のツールとして活かす姿勢が重要です。

（３）特定行政書士としての新分野開拓

行政不服審査や行政救済の現場における専門性を磨くことで、従来司法書士や弁護士が担っていた一部領域にもアプローチが可能となります。

研修制度の活用や実務事例の共有により、実効性ある主張立証スキルの習得を図るべきです。

（４）業務適正化とコンプライアンス体制の整備

両罰規定導入を踏まえ、事務所・法人内のガバナンス体制や再発防止策を整えることが急務です。

契約書・委任状・報酬明細の明確化など、可視化された運営が信頼確保に直結します。

４．まとめ

今回の改正は、行政書士を「より信頼される国家資格」として位置づけるものです。

制度面では厳格化の側面もありますが、その一方で、特定行政書士制度の拡充やデジタル行政対応など、業務拡大の機会でもあります。

使命と職責を踏まえ、法改正を「制約」ではなく「飛躍の契機」として捉えることが、これからの行政書士に求められています。

旅費規程の改正について

今回、佐賀県行政書士会旅費規程が改正されましたので、その改正後全文を掲載いたします。

佐賀県行政書士会旅費規程

（目的）

第１条 この規程は、佐賀県行政書士会（以下「本会」という。）の会務のために出張命令を受けた者（以下「出張者」という。）が旅行する場合の旅費支給について基準を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

（出張命令）

第２条　旅行は、会長の出張命令によって行わなければならない。

２ 前項の出張命令は、当該旅行に関する事項を記載した出張命令書（第一号様式）により発しなければならない。

３ 本会が主催する各種会議等への出席要請は、前項に定める出張命令とみなす。

４ 出張者は第２項の出張から帰着後、速やかに出張報告書（第二号様式）により、会長に報告しなければならない。又、実費精算の運賃等がある場合は、旅費計算書（第三号様式）及び証憑を出張報告書に添付して精算しなければならない。

（旅費の種類及び計算）

第３条 旅費の種類は、運賃、日当、宿泊費、懇親会費とし、別表に定めるところによる。

２ 運賃は、旅行者の事務所（又は住所）から、出張の目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。

３ 会員の自家用車を借り上げて会務のために使用する場合は、別表に定めるところにより、費用を支払うことができる。

（旅費の支給）

第４条　旅費は出張の都度別表により計算した額を支給する。

２ 旅行の性質により、会長が必要と認めるときは、出張者は、出張前に旅費の概算払いを受けることができる。ただし、帰着後速やかに精算するものとする。

３ やむを得ない事情のため、旅行を中止又は変更したときは、これにより生じた費用を支払い、又はその損失を補てんする。

４ 出張者が用務のため、やむを得ず支出したこの規程に定めのない費用については、会長が正当と認めたものに限り請求することができる。

（他者が旅費を負担する場合の取り扱い）

第５条 出張者の旅費の全部又は一部を、本会以外の者が負担するときは、本規程に定める旅費の全部又は一部はこれを支給しない。

（職員の旅費）
第６条　本会職員の旅費については、本規程を準用する。

（改正又は廃止）
第７条 この規程を改正し又はこれを廃止するには、理事会の議決を得なければならない。

附則
この規程は、平成２４年４月１日より施行する。
この規程施行と同時に従前の本会旅費規程を廃止する。

附則
この規程は、令和７年４月１日より施行する。

（別表１）各種旅費の計算方法

旅費の種類	細目	内容	支給額	摘要
運賃	鉄道料金	普通旅客運賃	実費	
		急行料金又は特急料金（新幹線料金を含む）	実費	
		座席指定料	実費	
	船賃	普通旅客運賃	実費	
		座席指定料（１等）	実費	
	航空運賃	普通航空運賃	実費	近畿以遠、四国その他会長が必要と認めた地域
	車両等による移動	バス、地下鉄、モノレール等　会長が特に認めた場合のタクシー代	実費	
	自家用車による移動	高速道路、有料道路	実費	自家用車の使用について、会長が必要と認めた場合
		ガソリン代	１５円／㎞	
	県内各支部より行政書士会館まで	佐賀支部	1,350円	計算の簡素化のため定額とする。
		小城支部	1,500円	
		東部支部	2,100円	
		杵藤支部	3,000円	
		唐津支部	4,200円	
		伊万里支部	5,100円	
日当	日当（旅行による費用弁償）	県内	４，０００円	出発及び帰着の日を含む旅行中の日数
		福岡県内、長崎県内	８，０００円	
		上記及び沖縄を除く九州各県	１２，０００円	
		上記以外	１６，０００円	
	日当（会議等に出席の場合）	所要時間　２時間以内	４，０００円	経費節約を旨とし、なるべく回数を少なくすること
		所要時間　２～３時間	６，０００円	
		所要時間　３時間以上	８，０００円	

宿泊費	1泊当たり上限20,000円	実費	
懇親会	上限10,000円まで補助	実費の7割の額	会長が参加の必要があると特に認めた場合に限る

（別表２）自家用車借上げの場合の計算方法

旅費の種類	細目	内容	支給額	摘要
自動車借上料	借上料	３時間以内	３，０００円	自動車借上料は、借上料とガソリン代の合計とする
		３時間以上	５，０００円	
	ガソリン代		１５円／km	

新入会員の紹介

米倉　正伸（佐賀）

【入 会 日】
令和 ７年 ４月 ２日

【事務所名】
行政書士米倉正伸事務所

令和７年４月２日付で行政書士に登録しました、米倉正伸と申します。

行政の事務職員として長年培ってきた経験を生かせるよう、一つ一つの業務を正確に取り組んでいきたいと考えております。

行政書士法の目的にあるとおり、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを念頭に置いて、業務を行ってまいりたいと思います。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

江副　裕介（佐賀）

【入 会 日】
令和 ７年 ４月 ２日

【事務所名】
行政書士江副事務所

この度、佐賀支部に入会させて頂きました江副裕介と申します。

大学を卒業後、約 13 年間　福岡の物流会社に勤務しており、そこで主に国際物流を担当しておりました。別の仕事への転職を考えているときに、行政書士という資格を知り、面白そうと思い資格を取得しました。

特に専門とかは決めていないため、まずは依頼が来た業務を１つ１つ対応し、お客様が満足されるサービスを提供できればと考えております。

これからいろいろお世話になると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

山口　桃佳　（佐賀）

【入 会 日】
令和 ７年 ４月 ２日日

【事務所名】
桃佳国際行政書士事務所

初めまして。山口桃佳と申します。

大学を卒業後、金融機関（筑邦銀行・佐賀信用金庫）、総合商社での勤務を経て、この度行政書士に登録いたしました。

大学時代に中国の天津・北京へ留学したことがきっかけで海外に興味を持ち、仕事の傍ら、ボランティアなどを通じて日本に住む外国人のサポートを行ってまいりました。

今後は地元佐賀に根ざして国際業務を中心とした各種サービスを提供したいと考えております。至らぬ点もあるかと存じますが、お力添えをいただけますと幸いです。今後とも何卒宜しくお願いいたします。

團野　園子（佐賀）

【入 会　日】
令和 ７年 ５月 １日

【事務所名】
団野行政書士事務所

令和７年５月１日付で佐賀支部に入会いたしました。団野園子と申します。

30 年間、佐賀市駅南本町にある団野法律事務所のパラリーガルをしておりますが、今年から新人税理士、新人行政書士として登録しました。

地域の皆様の身近な相談相手として、微力ながらお役に立てるよう、誠心誠意業務に取り組んでまいります。

今後は、諸先輩方の知識とご経験から学び、一日も早く職務を全うできるよう精進いたします。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐藤　辰生　（伊万里）

【入 会 日】
令和 ７年 ６月 １日

【事務所名】
行政書士 勝 事務所

この度、行政書士登録をさせて頂きました佐藤辰生（サトウタツオ）と申します。

今年の三月まで長崎県公立高校の社会科教諭として三十年余り勤務してきましたが、退職を機に少しでも社会貢献できればと考え、個人的にゆかりのある伊万里市に事務所を開所しました。

二十数年前の合格以来「公務員の副業禁止」のため勉強を怠っていたので、現在勉強の日々を過ごしています。

会員の皆様、ご指導のほど宜しくお願いいたします。

竹下　昌男（佐賀）

【入 会　日】
令和 ７年 ８月 １５日

【事務所名】
竹下昌男行政書士事務所

この度、佐賀支部に入会しました竹下昌男です。

佐賀県警察を皮切りに自動車学校管理者、佐賀県医療センター好生館主事として 50 年間の宮仕えを経験しました。現在は地元の老人会長をしていますが、まだまだ行政書士として地域貢献できるのではないかと一念発起しました。皆様のご指導を受けながら一所懸命にやりますのでよろしくお願いいたします。

会員の動向

【新規入会】

支部名	登録日	氏　　名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R07.4.2	米倉（よねくら）　正伸（まさのぶ）	849-0928	佐賀市若楠二丁目 10 番 7 号	0952-30-8442
佐賀	R07.4.2	江副（えぞえ）　裕介（ゆうすけ）	840-0015	佐賀市木原二丁目 3 番 17 号	090-8295-3369
佐賀	R07.4.2	山口（やまぐち）　桃佳（ももか）	840-0833	佐賀市中の小路 6 番 20 号	090-7467-4111
小城	R07.4.15	中溝（なかみぞ）　健二（けんじ）	845-0023	小城市三日月織島 2792 番地 1	0952-72-8226
佐賀	R07.5.1	團野（だんの）　園子（そのこ）	849-0934	佐賀市開成 3 丁目 3 番 8 号	090-8918-9001
伊万里	R07.6.1	佐藤（さとう）　辰生（たつお）	848-0041	伊万里市新天町 663 番地 伊万里商工会館内 1 階	080-1774-5479
東部	R07.7.1	古賀（こが）　友子（ともこ）	841-0036	鳥栖市秋葉町三丁目 19 番地 5	090-4989-4435
佐賀	R07.8.15	竹下（たけした）　昌男（まさお）	849-0905	佐賀市金立町大字千布 2858 番地	0952-98-2346

【法人入会】

支部名	入会日	法人名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R07.9.25	行政書士法人 まるごとパートナーズ	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2 階	0952-43-3159

【単位会変更　福岡会 → 佐賀会】

支部名	登録日	氏　　名	〒	事務所所在地	TEL
東部	R07.8.1	中村　千恵子	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦 224 番地	0942-92-6480

【変　　更】

支部名	氏　　名	〒	新事務所所在地	TEL
佐賀	中原　滋敏		（電話番号のみの変更）	090-8416-7949
唐津	松本　隆宏	847-0011	唐津市栄町 2573 番地 15	0955-79-5431
佐賀	西山　善行	840-0841	佐賀市緑小路 2 番 12-104 号	0952-20-0337
佐賀	細見　純	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2 階	0952-43-3159
小城→佐賀	中村　涼子	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2 階	0952-43-3159

【退　　会】

支部名	氏　　名	抹消理由（退会日）	支部名	氏　　名	抹消理由（退会日）
佐賀	森下　慶一	死亡（R07.5.29）	唐津	岩本　勝彦	廃業（R07.6.4）
佐賀	石丸　哲郎	廃業（R07.6.16）	杵藤	吉田　寛明	廃業（R07.7.31）
杵藤	小笠原　憲一	廃業（R07.9.24）			

訃　　報

森下　慶一 会員（佐賀支部）が、お亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

会員数　268 名（男：227　女：41）　＋　法人 6　　※令和　7 年　10 月 1 日現在

ЖφЖφЖ《　会務日誌　》ЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφЖφ

令和 7年 7月～ 9月

7月 1日　第1回業務部会／ZOOM

7月 2日　国際フェスタ説明会／佐賀商工ビル

7月 3日　出前講座　特定技能外国人材の雇用に関するセミナー／鳥栖商工会議所

7月 7日　さが外国人材雇用サポートセンター情報共有会／市民活動プラザ

7月16日　登録証交付式

7月19日　専門士業団合同無料相談会

7月26日～27日　令和7年度第1回九州地方協議会会長会 in 佐賀

／四季彩ホテル　千代田館

7月30日　『多面的機能支払交付金』事業に関する打合せ／唐津市役所

7月30日　国際交流協会／商工ビル

8月 4日　第1回広報部会／ZOOM

8月 4日　第1回正副会長部長会／ZOOM

8月 6日　経営事項審査業務受託事業審査員登録説明会（ZOOM併用）

8月19日　第1回総務部会／ZOOM

8月21日　専門士業団　第2回幹事会／佐賀市立図書館

8月26日　第1回法務委員会

8月27日　業務研修会／アバンセ

8月30日　専門士業団　第3回理事・幹事合同会議及び定期総会／千代田館

8月30日　第2回業務部会／ZOOM

9月 2日　登録証交付式

9月 3日　総務省佐賀行政監視行政相談センターとの打ち合わせ

9月 4日　第４７回佐賀県男女共同参画推進審議会／佐賀総合庁舎

9月 6日　第3回封印管理委員会

9月 8日　国際フェスタ最終説明会／佐賀商工ビル

9月 8日　第２回広報部会／ZOOM

9月 10日　第１回不服申立に関する業務研修会／アバンセ

9月 10日　新会員管理システムの単位会向け説明会／Teams

9月 13日　経審審査員効果測定試験／アバンセ

9月 13日　第３回理事会

9月 13日　第１回支部長会

9月 17日　第２回経審委員会

9月 18日　日行連　会長会 in 高知／ザ クラウンパレス 新阪急高知

9月 19日　登録証交付式

9月 20日　丁種封印事前研修会

9月 24日　第２回不服申立に関する業務研修会／アバンセ

9月 26日　コスモス定時支部総会／福岡県行政書士会

9月 29日　第１回監察綱紀委員会／ZOOM

9月 30日　権利擁護ネットワークにおける専門部会／ほほえみ館

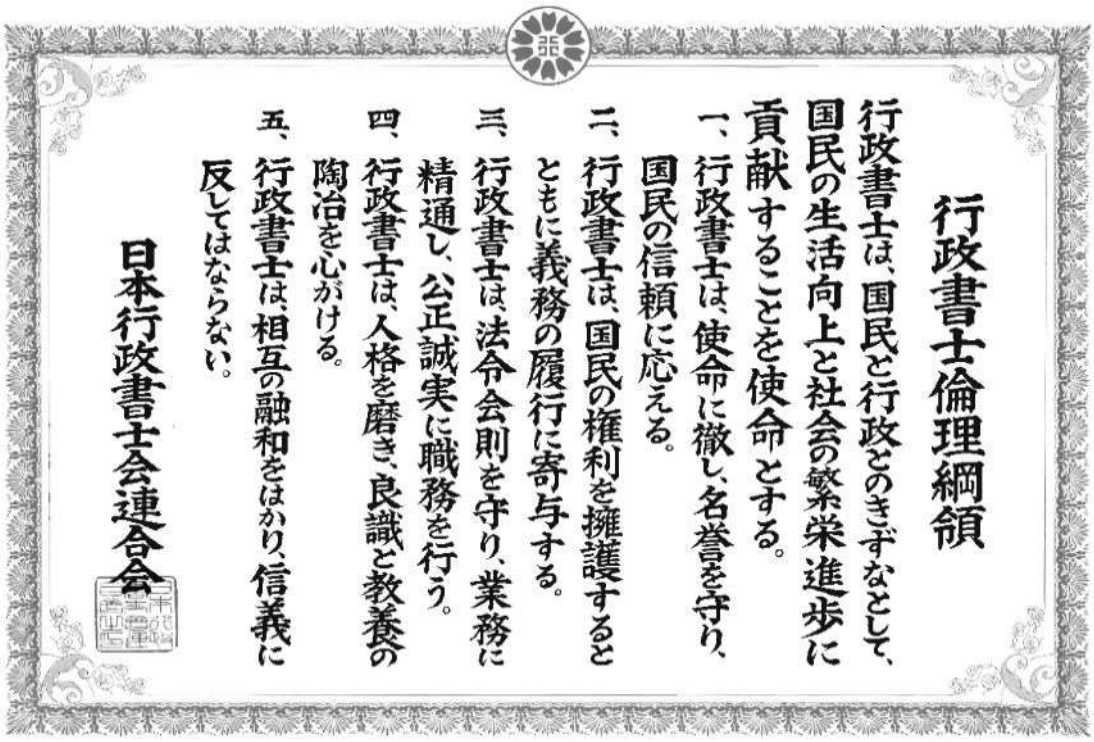

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

事務局だより

令和７年度第三期　《会費納入のお願い》

事務局では令和７年度第三期（令和 7 年 10 月～12 月）の会費の納入をお願いしております。多忙な時期でいらっしゃるかとは思いますがどうか当会のご活動にご理解いただき、入金をお願い申し上げます。

＜口座引落日＞

第一期分	第二期分	第三期分	第四期分
4 月 21 日	7 月 22 日	10 月 20 日	1 月 20 日

佐賀県行政書士会及び佐賀県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び佐政連では会費の自動引落しを推奨しております。佐賀銀行口座引落しによる会費納入を希望される方は、本会事務局までご連絡ください。（手数料は本会が負担。）

編集後記

広報部長の細見 純です。この度は会報（広報誌）の発行が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。すべての責任は広報部長である私にあります。今後は、会員の皆様の期待・付託に応えられるよう、努力を続けていく所存でございます。皆様にご心配・ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後のご指導のほどをなにとぞよろしくお願いいたします。

最後に、日々厳しくも暖かく接していただける先輩方、会員の皆様、事務局の皆様、執行部の皆様、すべての方に、衷心より感謝申し上げます。

（広報部長　　細見　純）

― 事務局からのお願い ―

・事務局では会員の方へ迅速な連絡を行うためにもできるだけ**メール登録**をお願いしております。又、**佐賀県収入証紙のご購入**についても引き続きご協力をお願いいたします。